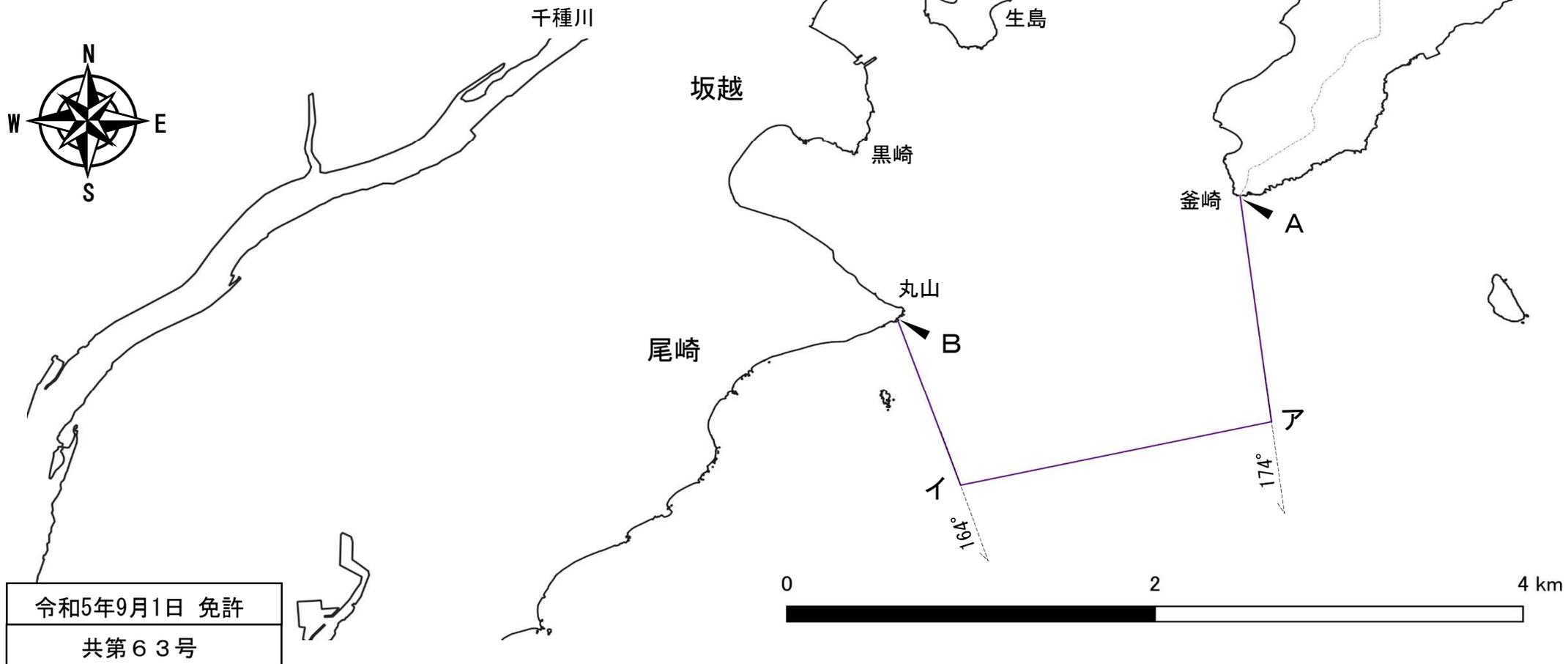


免許番号 共第63号
漁場の位置 赤穂市坂越地先
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBと最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界
(北緯34度45.22分、東経134度27.05分)
- B 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界
(北緯34度44.84分、東経134度26.04分)
- ア Aから174度1,300メートルの点
(北緯34度44.53分、東経134度27.14分)
- イ Bから164度1,000メートルの点
(北緯34度44.32分、東経134度26.22分)



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで							潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第63号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	赤穂市御崎1798番地の1 赤穂市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		